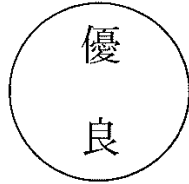


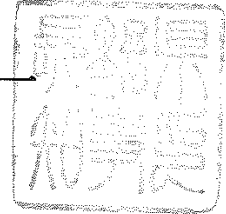
# 産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地  
氏名 三重中央開発 株式会社  
代表取締役 平井 俊文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

長野県知事 阿部 守



許可の年月日 平成 29 年 4 月 5 日

許可の有効年月日 令和 6 年 4 月 4 日

## 1 事業の範囲

収集運搬(積替保管を除く。)する産業廃棄物

- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃酸
- ・廃アルカリ
- ・廃プラスチック類
- ・木くず
- ・動植物性残さ
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
- ・がれき類

(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは自動車等破砕物を除く。)

以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3 許可の条件 なし

4 許可の更新又は変更の状況

- ・平成 17 年 4 月 5 日 新規許可
- ・平成 29 年 4 月 5 日 更新許可

5 県内の政令市における積替え許可の有無 有 ・ 無

市名 該当なし 許可番号 該当なし

6 規則第9条の2第8の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

【注意】  
本許可証の写しは許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。